

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年8月4日～2022年8月10日)

令和4年(2022年)8月12日

| H E A D L I N E S  | S  |
|--|--|
| <b>政治</b><br>イゴル・トゥレヤ・ワルシャワ地方裁判所裁判官の復職を巡る動向<br>カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事<br>カチンスキ「法と正義」(PiS)党首によるモラヴィエツキ首相の評価に関する報道<br>最高裁判所職業責任部判事候補の選出<br>「ククス'15」と「法と正義」(PiS)の選挙協力を巡る動向<br>ホウォヴニャ「ポーランド2050」代表のインタビュー記事<br>ラウ外相とレインサル・エストニア外相の会談  | 【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| <b>治安等</b><br>ワルシャワで外国人女性に対する殺人事件が発生<br>ポーランド情報機関トップの交代  |  |
| <b>経済</b><br>2022年7月失業率4.9%<br>ワルシャワは出張先都市として第6位<br>ポーランドの企業支援スキームを欧州委員会が承認<br>石炭手当法が可決、暖房手当法(仮称)を検討<br>ウクライナ原子力発電所攻撃、ポーランドへの放射線の影響なしとの指摘<br>気候・環境大臣、エネルギー安全保障は国家の独占的権限でありEUには委ねないと指摘<br>2022年上半期の電気の輸出入<br>世論調査結果、64%が原子力発電所導入を支持<br>国際共同研究プログラムの公募                               |  |
| <b>大使館からのお知らせ</b><br>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br>欧州でのテロ等に対する注意喚起<br>エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起<br>孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ<br>「たびレジ」への登録のお願い<br>新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起<br>マイナンバーカード取得のお願い<br>年金受給者の現況届提出について<br>有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて<br>大使館広報文化センター開館時間<br>文化行事・大使館関連行事 |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>在ポーランド日本国大使館<br/>ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000<br/><a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p> |  |
|---|--|

**政 治**

**内 政**

**イゴル・トゥレヤ・ワルシャワ地方裁判所裁判官の復職を巡る動向【5日・8日】**

5日、イゴル・トゥレヤ・ワルシャワ地方裁判所裁判官を復職させる決定が下されたが、8日に取り消された。同判事は、本年7月に廃止された最高裁判所規律部によって2020年11月から停職処分を受けていた。規律部によって停職処分に付された裁判官を復職させることは、ポーランドが欧州復興基金を受け取るための条件の一つであるとされており、報道では本件によってEUからポーランドへの資金拠出が困難になる可能性が高いと指摘されている。

**カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事【8日】**

8日、週刊誌Siecielは、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、ポーランド・EU関係について、「もし我々が次期選挙で勝利を収めれば、新しい方法でEUとの関係を整理しなければならなくなる。ポーランドは最大限の好意を示したが、法の支配の分野で譲歩したことは何の結果も生みず、役に立たなかった。合意に達し、ポーランドはこれを守ったが、EUはそれを破った。結論を出すときである。」と述べ、「欧州委員会がポーランドへ欧州復興基金を支払う決定を下さないため、欧州委に対する義務を履行する理由はない。」と付言した。

**カチンスキ「法と正義」(PiS)党首によるモラヴィエツキ首相の評価に関する報道【8日】**

8日、当地ポータルサイトOnetは、5日に行われたモラヴィエツキ首相とその側近を除く約100人の「法と正義」(PiS)の政治家が出席した会合において、カチンスキPiS党首が同首相の評価が下がったことを明らかにしたと報じた。また、Onetによれば、同党首は、国家復興計画(KPO)といわゆるマイル・ス

トーンの実施について、政府側にいくつかの誤りがあったと指摘したという。さらに、Onetは、もしPiSが次期議会選挙に勝てば複数の候補者の中から新しい首相を選ぶことになるという同党首の発言を捉え、これは同首相の地位を危うくすると指摘した。

**最高裁判所職業責任部判事候補の選出【9日】**

9日、マノフスカ最高裁判所第一長官によって、最高裁判所職業責任部の判事候補33名が選出された。内訳としては、17名が現在の形での全国裁判所評議会(KRS)によって指名された裁判官であり、16名はKRS法が改正される前に任命された裁判官である。今後、大統領によって33名のうち11名が職業責任部判事として任命される。

**「クキス'15」と「法と正義」(PiS)の選挙協力を巡る動向【9日】**

9日、クキス「クキス'15」党首は、「法と正義」(PiS)から次期議会選挙で共通リストから出馬するよう要請を受けたと述べ、そのためにいくつかの条件が満たされなければならないと付言した。同党首は、PiSが治安判事に関する法律と地方自治体の長を解任するための住民投票の実施を容易にするための法改正を支持しなければ、そのようなことは論外だ。」と語った。

**ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表のインタビュー記事【10日】**

10日、ジェチポスポリタ紙は、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表のインタビュー記事を掲載した。同代表は、2025年大統領選挙における出馬を真剣に検討していると述べ、政治は同代表にとってこれまでも、そしてこれからも最大の情熱ではないものの、成し遂げなければならない仕事があると付言した。

**外交・安全保障**

**ラウ外相とレインサル・エストニア外相の会談【5日】**

5日、ラウ外相とレインサル・エストニア外相との会談が行われた。エストニアは、外交・安全保障政策における共通の目標で結ばれている緊密なパートナーである。主な議題は、二国間協力、地域の安全保障、東部近隣情勢、三海域イニシアティブ(3SI)の枠組みにおける協力などであった。両外相は、

ポーランドとエストニアの関係を肯定的に評価し、政治対話のダイナミクスの高さを指摘し、二国間及び地域・国際機関のフォーラムにおける緊密な協力に対する相互の開放性を確認した。会談の主要部分は、ロシアのウクライナ侵略に関する事項に割かれ、両外相は、NATO東方で抑止力と防衛力を構築し、ロシアに対する制裁を拡大する必要性を強調した。

## 治 安 等

### 外国人女性に対する殺人事件が発生【7日】

7日、ワルシャワ市プラガ地区に所在するプラスキ公園（ワルシャワ動物園の向かい側）で女性の遺体が清掃業者により発見された。被害者女性は強姦されたものと見られ、現在、警察が犯人を捜査中である。被害者女性はモルドバ人で、数年間ワルシャワに住んでいたという。

### ポーランド情報機関トップの交代【8日】

8日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整

担当大臣付のジャリン報道官は、ポーランドの対外情報機関である対外諜報庁(AW)のピョートル・クラフチク長官が個人的な理由で辞任し、公安庁(ABW)のバルトシュ・ヤルムシュキエヴィチ副長官が後任のAW長官に任命されたと発表された。ヤルムシュキエヴィチ新AW長官は、長年にわたりABWで勤務しており、副長官時代は主に他国の情報機関からの情報収集やカウンター・インテリジェンスの分野を担当していたという。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

### 2022年7月失業率4.9%【5日】

5日、家庭・社会政策省は、7月の失業率が6月と同様に32年ぶりの低水準となる4.9%になると推計した。7月末の登録失業者数は811,500人で、6月は818,000人であった。

異なる手法を用いるEurostatは、ポーランドの6月の失業率を2.7%と推定し、EU27か国のうち2番目に低い失業率であると推計した。

## ポーランド産業動向

### ワルシャワは出張先都市として世界第6位【8日】

英国企業の調査による出張者対応都市ランキングでワルシャワは第6位となった。世界の人口が多い50都市を対象に、コース料理価格、ダウンロード平均速度、ホテル平均価格、ホテル平均評価、最寄りの空港、タクシー平均料金、犯罪発生率、共用オフィス数の8つの主要指標で採点し、1位はシンガポール、2位はソウル、3位は東京であった。ワルシャワはインターネットの速度、共用オフィス、空港及びホテルの評価が高かった。

欧州委員会は、ロシアのウクライナ侵略に伴う1.4億ユーロ(6.76億ズロチ)のポーランドの企業支援スキームを承認した。同スキームにおいては、直接的な補助金及び融資の形で支援が行われ、金融分野を除くウクライナ侵略の影響を受けた企業を対象とする。支援額は、農産物の一次生産に携わる企業1社につき6.2万ユーロ、漁業・養殖業に携わる企業1社につき7.5万ユーロ、その他すべての業種に携わる企業1社につき50万ユーロを超えないものとし、援助は遅くとも今年末までに行われる予定である。

### ポーランドの企業支援スキームを欧州委員会が承認【9日】

## エネルギー・環境

### 石炭手当法が可決、暖房手当法(仮称)を検討【5日】

5日に石炭手当法が採択され、石炭を燃料とする暖房用ボイラーのある家庭には、石炭購入のために3,000ズロチが一度限りで補助されることとなった。また、気候・環境省は、暖房手当法(仮称)として他のエネルギー源を対象とした補助制度を制定すると発表した。同案では、木質ペレット・バイオマスを燃料とするボイラーのある家庭に3,000ズロチ、石油に2,000ズロチ、LPGガスに500ズロチの補助を実施する見込みである。

ポーランド原子力庁は、ロシア軍による欧州最大の原子力発電所であるウクライナのザポリヅジャ原子力発電所への攻撃によるポーランドへの放射線の脅威は無いと報告した。同庁は、放射線モニタリングシステムのデータ分析を継続しており、現在、測定器には憂慮すべき兆候は見られず、ポーランドの領域では、人間の健康や生命、環境に対するリスクはないと述べた。

### ウクライナ原子力発電所攻撃、ポーランドへの放射線の影響なしとの指摘【8日】

### 気候・環境大臣、エネルギー安全保障は国家の独占的権限でありEUには委ねないと指摘【8日】

モスクファ気候・環境大臣は、当地紙のインタビューに応じ、エネルギー安全保障は国家の独占的権限であり、ポーランドはそれを欧州レベルに委ねる

ことには決して同意しないと述べた。さらに大臣は、ポーランドが購入したガスとガスインフラは我が国（ポーランド）の財産であり、その利用方法を決定できるのはポーランドだけである。欧州委員会が決定したガスの消費量の抑制は、あくまでも各国の主権的な判断に委ねられるため、欧州委員会は私たちに何も強制できないと加えた。

### 2022年上半期の電気の輸出入【9日】

BiznesAlert社は、ポーランドが2022年上半期に4624.1GWhの電力を輸入したと同時に6046.5GWhを海外に輸出しており、輸出量は2021年上半期の2269.6GWhと比較すると約3倍増加したと報じた。国営送電会社PSE SAの報告でも、ポーランドは2022年上半期にエネルギーの純輸出国となっ

たという(1422.4GWh、昨年の約3倍)。輸出した電力のほとんどは、スロバキア、ドイツ、チェコに供給された。一方、ポーランドは、リトアニア、ドイツ、スウェーデン等からエネルギーを購入した。

### 世論調査結果、64%が原子力発電所導入を支持【9日】

当地世論調査によると、64%が原子力発電所建設に賛成しており、13%が反対している(23%は意見無し)。2006年の調査では56%、2021年の調査では20%が原子力発電所建設に反対している。世論調査を実施した機関の分析によると、ウクライナ侵略、エネルギー安全保障、エネルギー価格の高騰により反対派の割合が減少しているという。

## 科学技術

### 国際共同研究プログラムの公募【9日】

ポーランド国立研究開発センター(NCBR)は国際共同研究プログラム「INNOGLOBO programme」の第2回公募を9月30日まで実施する。予算総額は1千万ズロチで、ポーランド国内の申請者が少なくとも1つの外国のパートナーと国際コンソーシアム契約を

締結することが参加条件となる。第1回公募では生物医学技術、産業用スマートソリューション、廃水処理方法、革新的道路といった分野の提案が採択され、米国、スイス、スペイン、インド、クロアチア、ニュージーランド、ベルギー、オマーンがパートナーとして参加している。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われれないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるととも



に、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、

現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

### **【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日(金)～9月15日(木)】**

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))